令和６年度　重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

Ⅰ重要事項について

1.　施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人　さくら福祉会
代表者氏名	理事長　郷原　英昭
法人の所在地	鹿児島県鹿屋市西原２丁目37番10号
法人の電話番号	０９９４－４２－４４５５

2.　利用施設

施設の種類		保育所型認定こども園						
施設の名称		さくら保育園						
所在地		鹿児島県鹿屋市西原２丁目37番10号						
電話番号		０９９４－４２－４４５５						
対象児童		満３歳児以上児の小学校就学前児童及び保育を必要とする満３歳児未満の乳幼児						
利用定員	年齢区分	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
	１号認定	―	―	―	15人			15人
	２号認定	―	―	―	35人			35人
	３号認定	７人	１３人	15人	―			35人
	合計	７人	１３人	15人	50人			85人
自己評価の概要		職員による保育内容等の自己評価を定期的に実施しています。						
第三者評価の概要		評価機関による事業評価を当園は受けておりません。						
職員への研修の実施状況		資質向上の為、内部研修を実施し、外部研修に職員を参加させております。						
認可年月日		昭和４３年　１月　１日（保育所の設置認可） 令和　４年　４月　１日（保育所型認定こども園設置認可）						
管理者名		園長　郷原英昭						

3.　施設の目的・運営方針

施設の目的	当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、特定教育・保育を提供することを目的とする。
運営方針・理念	基本方針・保育理念・保育方針等は、Ⅱ保育について参照。

4.　施設・設備等の概要

敷地	全体	２８６０．０３㎡	園庭	１，７００㎡
建物	園舎	３棟		
	延べ面積	５６９．３５㎡		
施設の内容	乳児室	１室	保育室	４室
	ほふく室	１室	遊戯室	１室
	調理室	１室	乳幼児用トイレ	３室
	調乳室	１室	医務室	１室
設備の種類	冷暖房・屋内プール・防犯カメラ・ふれあいハウス設置			
その他	屋外遊戯場672.60㎡・1,103.10㎡（第２園庭）・送迎用駐車場有			

5.　職員体制　　令和６年４月１日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
園長・副園長	運営管理、職員統括	１人	人
主任保育士･主幹教諭	保育士統括、教育・保育指導	１人	人
保育士等	乳幼児の教育・保育	９人	７人
栄養士・調理員	園児の栄養管理、調理	２人	２人
保育補助	保育士の補助	人	３人
看護師	乳児の保育及び傷病時の対応	１人	人
事務員	事務関係、用務等	人	１人

＊当園では「鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成 18 年 12 月 26 日鹿児島県条例第 79 号改正平成 26 年 10 月 10 日条例第 51 号に定める基準に基づき、条例を上回る職員を配置します。

6.　教育・保育を提供する日及び時間

当園の開所時間は７時００分～１９時００分, 認定区分毎の利用日・利用時間等は以下のとおりとなります。

【１号認定子ども(教育標準認定)】

<table>
<tr><td>提供する曜日</td><td colspan="3">月曜日から土曜日</td></tr>
<tr><td>教育標準時間</td><td colspan="3">９時００分～１３時００分</td></tr>
<tr><td rowspan="4">休業日/休園日</td><td colspan="3">日曜日・祝日</td></tr>
<tr><td colspan="3">年度末（日曜を除く２日程度）</td></tr>
<tr><td colspan="3">年末・年始（１２月２９日～1月３日）</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">預かり保育</td><td rowspan="2">月曜日から土曜日</td><td>朝</td><td>７時００分～９時００分</td></tr>
<tr><td>夕</td><td>１３時００分～１９時００分</td></tr>
<tr><td>年度末
（日曜を除く２日程度）
年末・年度
（１２月２９日～1月３日）</td><td colspan="2">７時００分～１９時００分
※２号・３号認定こどもの休業日を除く</td></tr>
</table>

【２号・３号認定子ども(保育認定)】

<table>
<tr><td>提供する曜日</td><td colspan="3">月曜日から土曜日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保育時間</td><td>保育標準時間（１１時間）</td><td colspan="2">７時００分～１８時００分</td></tr>
<tr><td>保育短時間（８時間）</td><td colspan="2">８時３０分～１６時３０分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">延長保育</td><td>保育標準時間認定</td><td colspan="2">１８時００分～１９時００分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保育短時間認定</td><td>朝</td><td>７時００分～　８時３０分</td></tr>
<tr><td>夕</td><td>１６時３０分～１９時００分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">休業日</td><td colspan="3">日曜日・祝日・年度末（日曜を除く２日程度）</td></tr>
<tr><td colspan="3">年末・年始（１２月２９日～1月３日）</td></tr>
</table>

＊保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は､延長保育を提供します｡但し、土曜日の１８時から１９時迄の延長保育はありません。また延長保育の利用にあたっては、お支払いただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。児童の急病・事故・災害等やむを得ない理由があるときは保育時間を短縮する場合があります。

7.　提供する保育等の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

8.　食事の提供方法等について

①　食事の提供方法　　自園調理

②　食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事（３歳児以上の主食以外）の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

③　アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。除去食及び代替食に対応しています。食物アレルギー対応マニュアルあり。

④　その他衛生管理等

給食開始届出を鹿屋保健所へ提出しています。調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月に１回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

9.　利用料金

（1）基本保育料

居住する市町村が定める利用料を本園へ支払っていただきます。

（2）基本保育料以外の下表に掲げる費用を負担していただきます。

《預かり保育・延長保育に係る利用負担金》

対象となる子ども	内　　容	利　用　料　金
1 号認定子ども	お預かり保育　　7 時 00 分～9 時 00 分 13 時 00 分～18 時 00 分 ※土曜日・休業日を含む。	日額：450 円 （現金徴収又は口座振替）
1 号認定子ども	お預かり保育　18 時 00 分～19 時 00 分	1 時間：200 円 （現金徴収）
2 号認定子ども 3 号認定子ども	保育標準時間認定延長保育 保育短時間認定延長保育 （18 時 00 分～19 時 00 分）	1 時間：200 円 （現金徴収）
	保育短時間認定延長保育 7 時 00 分～8 時 30 分 16 時 30 分～18 時 00 分	朝　1 時間半：100 円 夕　1 時間半：100 円 （現金徴収）

《教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金》

対象となる子ども	内　　容	利　用　料　金
１号認定子ども ２号認定子ども	給食提供に係る費用 ※白ご飯持参	月額 4,500 円 （口座振替）

※当園は、上記費上の支払いを受けた場合には、利用者からの申出があれば領収書を交付いたします。

※定められた教育・保育時間を超えて利用した場合は、預かり保育・延長保育となります。

※午後７時以降の延長保育料は、１時間毎に 500 円追加になります。

※延長保育の料金は利用日毎に延長保育士が現金徴収いたします。

※市町村が決定する副食費実費徴収免除対象園児については、給食費を徴収しません。

※月途中入退所園児の副食費実費徴収について、入退所付月は、１日 180 円×在所日数の給食費を徴収します。

※月途中入退所園児を除く、欠席及び休園等による給食費の日割り計算は行いません。

※基本保育料と給食費は、口座振替となります。

10. 利用の開始について

当園では、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意をされた後に保育の提供を開始します。

11. 利用の終了について

当園の利用する子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了する。

① 園児が小学校に就学したとき。

② 子どもの保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時

③ 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

④ 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき

⑤ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

12. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	まつだこどもクリニック
医院長名又は医師名	院長　松田　幸久
所在地	鹿屋市西原２丁目３５番３号
電話	０９９４－５２－０５０７

② 歯科

医療機関の名称	よつもと矯正歯科
医院長名又は医師名	院長　四元　みか
所在地	鹿屋市寿４丁目４番１１号
電話	０９９４－４１－７６３３

13. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。			
避難訓練	火災・地震又は風水害を想定した避難訓練を月１回実施します。			
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	発電機	ガス漏れ報知器
	訓練用水出消火器	消火器・担架	非常用電源	非常用持ち出し袋
避難場所	園庭等			

※保護者の方は、教育・保育時間中に当園又は付近で火災・台風・地震の災害が発生した場合できるだけ早いお迎えをお願いします。

※さくら保育園における避難情報発令時の対応ガイドライン並びにさくら保育園が立地する鹿屋市防災マップ上の地区はマップ⑤・マップ⑥です

15. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

①年に１回、職員に対して虐待防止研修を実施

②虐待防止マニュアルの作成、運用

16. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	有限会社ゼンポ・東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	全私保連保険制度　「セットプラン」
保険の金額	地震セット参照

17. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	主任保育士　　郷原　真奈美	
責任者	園　長　　郷原　英昭	
利用時間	午前９時00分～午後４時00分	
連絡先	電話　０９９４－４２－４４５５　　FAX　０９９４－４２－４８４７	
第三者委員	東　正道 電話　４４－８７３６ 役職　さくら保育園　監事	野平　淳行 電話　４４－３７１４ 役職　さくら保育園　監事
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。	

18. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、就業規則第５条の秘密を守る義務を掲げています。なお、就学の際には園児保育要録の移送等、個人情報の伝達があります。

19. 児童票作成

家庭状況を把握するため、児童票に必要事項を記入していただきます。

20. 健康歴、及び食事歴調査表の提出

園児の健康管理および給食の実施上注意すべき点等を把握するため、園児の健康歴および食事調査表に必要事項を記入していただきます。

21. 事故の責任

児童の事故に対する保育園の責任は、園児を保護者からお預かりしている間です。

（登園時保護者よりお預かりし、降園時の保護者へ引き渡すまで。）

駐車場内の事故・トラブルについては、園又は職員の過失以外は責任を負えません。

園外保育については園又は職員の過失の場合。

22. その他の留意事項

保護者会活動を行っています。

敷地内はすべて禁煙です。

他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動・セールス等はご遠慮ください。

園児や職員への品物や飲食物の差し入れはご遠慮下さい。

23. 個人情報使用

入園に当たり、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

①小学校への円滑な移行が図られるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間での情報を共有する事

②緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行う事

③ホームページや園だより等の写真・個人情報の掲載を行う事

Ⅱ　保育について

1. 保育理念

社会福祉法人　さくら福祉会の運営するさくら保育園は、児童福祉法に基づき「保育を必要とする」乳幼児の保育を行うが、保育にあたっては　子どもの人権や主体性を尊重し、子どもの最善の利益のために、日夜、保護者や地域と協力しながら、児童保育のために、家庭養育の補完を行う。

なお、職員は　家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ、児童の養護と教育が一体となった保育を行うために、知識の修得と技術の向上に努める。

2. 保育の基本方針

保育方針は、「保育所保育指針」を基本に保育過程を立案し、職員が保育に臨む基本的姿勢にあっては、安全保育・健康保育・愛情保育を３つの柱に掲げ、子どもや家庭に対して　分け隔てなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護する。

また、常に子どもの幸せを願い、保護者から意見や要望等あれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、よりよい保育のために努力研鑽することを基本とする。

3. 当園の保育目標

児童福祉法に基づき豊かな情操の中で調和のとれた心身の発達を図り、一人ひとりの児童が将来幸せな生活の出来る礎を築く。

（1）　素直で明るい子ども
- 「はい」、「いいえ」を素直な心で言える。
- 元気よく友だちと遊ぶ。
- 感動し、驚き、疑問を持ち、考え表現できる。

（2）　がまんのできる子ども
- 相手を尊重し、思いやりのある心を持つ。
- 仲間の中で、自分の主張を言うことができ、話し合いをもち力を合わせることを大切にする。
- 人と人の繋がりの中で、決まりを守る大切さを知る。

（3）　自分で考えて行動する子ども
- ことばへの興味や関心を持ち、思考力・表現力を身につける。
- 自然に対する興味や関心を持ち、見て感じた事を表現し、想像力や感性を身につける。
- 自分の行動を予測し、結果を恐れずに困難に立ち向かう。

（4）　自分でできる子ども
- 身の回りのことは、自分でできるようにする。
- 食事・排泄・睡眠・着脱・清潔など、正しい習慣を身につける。
- 手助けを求める友だちがいたら適切な援助を自ら進んでする。

・職員の心構え

（1）　いつも笑顔で
（2）　いつも節度をもって
（3）　思いやりの心で
（4）　研究心をもって
（5）　積極的に

・保育の三原則

（1）　手を離しても目を離すな
（2）　常に人数の確認を
（3）　不在の時は代理人を置く

4. 保育内容

（1）　日々のカリキュラムは、児童の年齢に応じ、職員が協議して決める。
（2）　健康観察は顔色、体温、皮膚の異常の有無、会話による音声などにより、登園時、降園時を定時とし、保育時間中は随時行う。
（3）　清潔、外傷、服装等の異常の有無について毎日降園時に個別検査を行う。
（4）　健康観察及び個別検査については　必要に応じ適切な処置をとる。
（5）　自由遊びは、読書・折り紙・自然観察・社会観察・集団遊び等を含む。
（6）　午睡、おやつの支給が必ず含まれるよう配慮する。但し、３歳児以上児の午睡はしておりませんが個人的・時季的に考慮する。

5. 一日の保育の流れ

≪３歳以上≫

７：００	随時登園、健康観察、自由遊び
９：３０	一斉集会（体操、遊戯、集団リズム等）
１０：００	設定保育（体操、英語、音楽、水泳、絵画制作等）
１１：３０	給食準備、昼食、歯みがき
１３：００	自由保育・リトミック・読書・午睡等
１５：００	おやつ
１５：３０	歌、遊戯、リズム遊び、紙芝居等
１６：００	帰りの準備、あいさつ、自由遊び、ＴＶ視聴等
１６：３０	随時降園
１８：００	延長保育
１９：００	降園終了

≪３歳未満児≫

７：００	随時登園、健康観察、自由遊び
９：３０	おやつ
１０：００	歌、リズム遊び、テレビ視聴、紙芝居、絵画等
１１：３０	昼食、歯みがき
１２：３０	午　睡
１５：００	おやつ
１５：３０	歌、遊戯、リズム遊び、紙芝居等
１６：００	帰りの準備、あいさつ、自由遊び、ＴＶ視聴等
１６：３０	随時降園
１８：００	延長保育
１９：００	降園終了

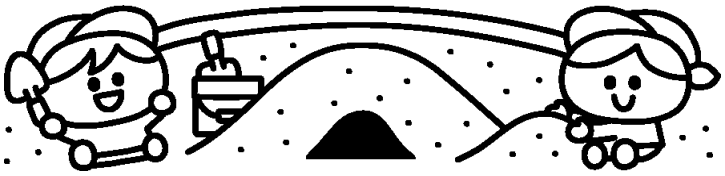

6. 年間保育計画

４月	入園を喜び、楽しく通園する。 保育園生活に早く慣れる。
５月	戸外で元気よく遊ぶ。 集団生活の楽しさを味わわせ、簡単な決まりが分かる。
６月	梅雨期の衛生と安全に注意する。 時間に関心をもたせ、決まりある生活をする。
７月	夏の遊びを豊かに経験させその楽しさを充分味わう。 夏の夜空に関心をもたせる。
８月	暑さに負けず規則正しい生活をする。 水遊びをすることにより水に慣れる。
９月	集団生活の決まりを知らせ頑張る根性を培う。 生活の中で危険を招く事態が解り、気を付けて行動する。
１０月	過ごしやすい気候の中でいろいろな遊びを楽しむ。 自然を感じ、植物や昆虫の変化に興味を持たせる。
１１月	自然の美しさと野山の変化を感じとる。 身近に働いている人を知り感謝の気持ちをもつ。
１２月	寒さに負けない体を作る。 交通安全、火災予防に注意する。
１月	お正月の経験を楽しい遊びに展開する。 寒さに負けない元気な活動をする。
２月	寒さに負けず元気に活動し、共同生活の喜びを知る。 年間保育の総仕上げとして生活習慣の締めくくりをする。
３月	戸外で元気に遊ぶ。 進級、進学する期待をもち、楽しんで待つ。

7. 保護者の皆様へお願い

（１）第２土曜日が、職員会議・研修会並びに行事等準備の為、午後１時迄のお迎えとなりますのでご了承下さい。（変更の場合も有ります）

（２）・３歳以上児は、主食（白ご飯）の準備をお願いします。
毎月、給食費（4,500 円）の徴収が有ります。（副食費実費徴収免除対象者は除く）
・乳児及び３歳未満児は、完全給食で、給食費の徴収はありません。
・朝食は、しっかり取り、登園させて下さい。

（３）お迎えは、出来るだけ保護者の方が来て下さい。他の方がいらっしゃる場合は必ず連絡して下さい。

（４）感染症（インフルエンザ・コロナウイルス・おたふくかぜ・みずぼうそう・はしか・風疹・咽頭結膜炎 他）は、医者の診断により登園させて下さい。
その際、保育園に準備してあります医師の意見書（指定の意見書）を主治医に記入して頂きご提出下さい。

（５）体の具合が悪い場合は、なるべく休ませて下さい。
園で、３７．５℃以上熱がある場合、保護者に連絡をさせて頂きます。３８度以上熱がある場合は、早めのお迎えをお願いいたします。

（6）薬は、医師の処方した薬を1回分毎に区分けして、園児名及び食前、食後かを記入して持たせて下さい。その際、連絡帳か口頭での連絡もお願い致します。又、市販の薬はご遠慮下さい。

（7）園内で大きな怪我をした場合、保護者の方へ連絡をさせていただきます。
出来れば、保護者の方に病院受診をしていただきたいと思いますが、難しい場合は、保育園の方でかかりつけ医をお尋ねし連れていきます。

（8）園だより・クラスだより・給食だよりには、必ず目を通して、保存して下さい。
又、急な計画や連絡は、園メールにて配信いたします。

（9）連携を密にする為にも、園や保育士とのコミュニケーションを図って、より良い保育をしていきたいと思っています。

（10）在宅の時は休ませて、親子のスキンシップを密にする事を望みます。

（11）お休みの時、又は登園が9時30分を過ぎる場合は、早めの連絡をお願いします。
連絡が無い場合は保育園より確認の電話をさせて頂きます。

（12）退園をする場合は、早めに園又は　鹿屋市役所子育て支援課保育所係へご連絡を！
（退園届の用紙は、園に有ります）

（13）園付近は、子どもの飛び出しが多いですので、送り迎えの際は最徐行して下さい。
又、事故の無いようにお願いします。
園の駐車場及び園外での事故は、責任を負えませんのでご了承下さい。

（14）どんな小さな物（靴下等）・着替え等にも必ず名前の記入を！

（15）個人のおやつ・おもちゃ類は、衛生面や保育等に支障をきたしますので、持たせないでください。

（16）着替えは、なるべく多めに持たせて下さい。

（17）毎日、かばんには、目を通して下さい。

（18）保育時間中に当園又は付近に火災・台風・水害・地震の災害が発生した場合、早めのお迎えをお願いする場合があります。
台風接近等のニュースは、よく聞き適切な状況判断を致しましょう。

（19）常に園と保護者が連絡を取れる状態にしておいて下さい。
連絡先（携帯番号や職場）が変更になった場合は速やかに担任へお知らせ下さい。

（20）園児や職員への飲食物等の差し入れは、衛生面の配慮からご遠慮願います。

（21）園へ出入りする時は、必ず門扉を閉めて下さい。又、門扉等で怪我の無いようにご注意下さい。

（22）保育料等の滞納が無いようにお願いします。
口座振替での保育料及び給食費納入となります。
口座振替ができなかった場合は翌月現金での徴収となります。

（23）車から離れる際は必ず鍵をお願いします。盗難には十分注意して下さい。（警察署より）

（24）園から借りた物品は、必ずお返し下さい。
（制服を借りた場合は、クリーニングをしてお返し下さい）

（25）保育園で使用する紙おむつにつきましては、1歳6ヶ月までは園で準備致します。ただしメーカーは園統一のものとなりますので、体に合わない場合はご家庭でご準備ください。
1歳6ヶ月以降は各家庭で準備願います。

さくら保育園における避難情報発令時の対応ガイドライン

☆　さくら保育園が立地する地区内が発令された場合、下記の対応をいたします。

★【「午前５時時点で発令中」又は「午前５時から開園時刻までの間に発令」の場合】

警戒レベル （避難情報等）	さくら保育園の対応
警戒レベル３ （発令された高齢者等は避難！！） **警戒レベル４** （発令された地区は全員避難！！） **警戒レベル５** （命を守るための最善の行動を！！）	・休園いたします。 いずれの発令区分でも、乳幼児は避難しなければならない状況であるため、休園とします。また、開園前に発令が解除された場合でも、しばらくは避難が差し迫った状況ですので、休園とします。 ・園は、休園の連絡（電話・メール等）に努めます。 通信障害や災害状況により、連絡できない場合もあります。

★【開園時間中に発令された場合】

警戒レベル （避難情報等）	さくら保育園の対応
警戒レベル３ （発令された高齢者等は避難！！） **警戒レベル４** （発令された地区は全員避難！！） **警戒レベル５** （命を守るための最善の行動を！！）	・園内外の安全な場所に園児を避難させます。 ・園は、状況の連絡（電話・メール等）に努めます。 通信障害や災害状況により、連絡できない場合もあります。 ・保護者の方は、安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えをお願いいたします。

※園児・保護者・職員の安全（命を守る）を確保する大事なガイドラインですのでご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さくら保育園　園長　郷原　英昭

防災マップ索引図

マップ① (P3～P4)

輝北町(諏訪原・市成・上百引・平房)

マップ② (P5～P6)

輝北町(諏訪原・上百引・下百引・平房)・上高隈町・下高隈町

マップ③ (P7～P8)

上高隈町・下高隈町・上祓川町・祓川町・東原町・有武町・高牧町

マップ④ (P9～P10)

下高隈町・上祓川町・東原町・串良町(細山田・有里)

マップ⑤ (P11～P12)

根木原町・花里町・有武町・古江町・花岡町・小薄町・高牧町・海道町・古里町・白水町・船間町・天神町・小野原町・上野町・今坂町・郷之原町・西原1～4丁目・大浦町・上谷町

マップ⑥ (P13～P14)

大浦町・郷之原町・西原1～4丁目・上谷町・西祓川町・祓川町・下祓川町・東原町・旭原町・札元1～2丁目・寿1～8丁目・新川町・笠之原町・王子町・打馬1～2丁目・西大手町・大手町・北田町・古前城町・本町・向江町・曽田町・新生町・共栄町・朝日町・新栄町・白崎町・田崎町・川西町・川東町・串良町(有里・上小原)

マップ⑦ (P15～P16)

東原町・旭原町・笠之原町・串良町(細山田・有里・上小原・下小原・岡崎)

マップ⑧ (P17～P18)

天神町・小野原町・野里町・上野町・今坂町・高須町・浜田町・横山町・下堀町・田淵町・大姶良町・新生町・新栄町・本町・向江町・共栄町・西原1～4丁目・朝日町

マップ⑨ (P19～P20)

野里町・田淵町・大姶良町・獅子目町・南町・池園町・萩塚町・星塚町・名貫町・田崎町・川西町・川東町・永野田町・飯隈町・下堀町・吾平町(上名・麓・下名)

マップ⑩ (P21～P22)

川東町・永野田町・串良町(有里・上小原・下小原・岡崎)・吾平町(下名)

マップ⑪ (P23～P24)

高須町・浜田町・永小原町・大姶良町・獅子目町・田淵町・南町・横山町・池園町・星塚町

マップ⑫ (P25～P26)

南町・吾平町(上名・麓・下名)

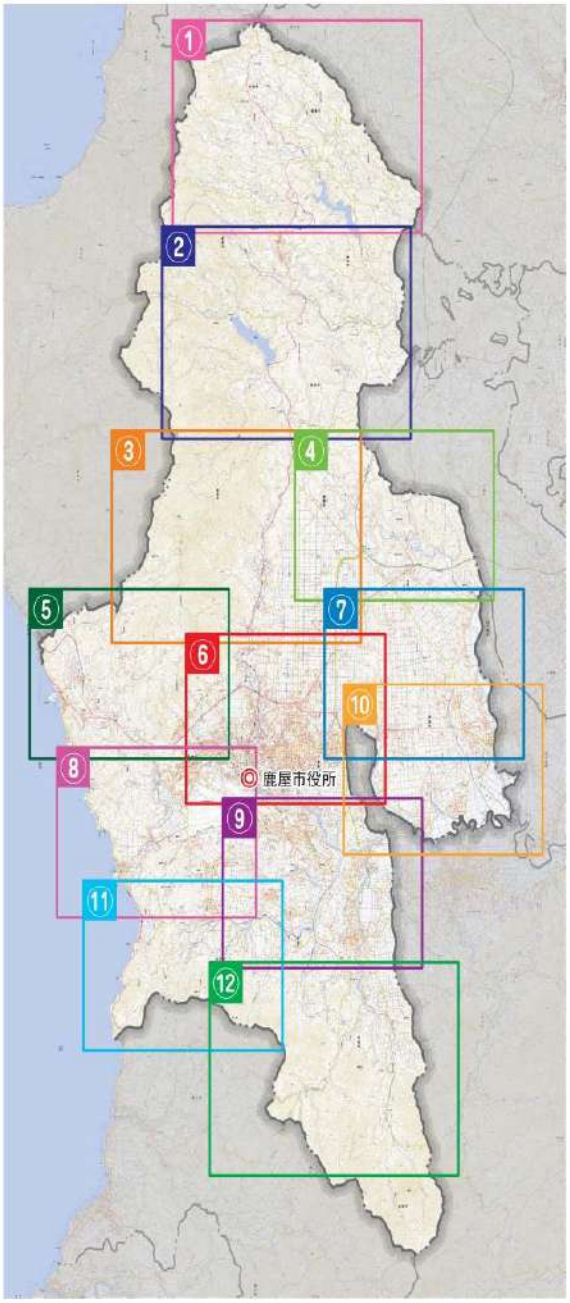

1 「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」セットプラン

施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険＋サイバーリスク保険
（情報漏えい限定補償プラン）
（オプション）

「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」セットプランとは…

「相手方への賠償（見舞金費用付）＋園児のケガの補償＋管理財物の補償＋人格権侵害の補償」をセットにした、保育に関わる施設にオススメできる保険です。
この保険のご加入対象は、認可保育園、認定こども園および小規模保育事業者（A型・B型）となります。

「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」に加入している園の**半数以上**がセットプランでの契約です。

「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」セットプラン 3つの特長!

単体の保険に入るより、**安心**

単体の保険に入るより、補償・被保険者の範囲が**拡大**

申し込みも**簡単**

基本プラン

相手方への賠償

園賠償責任保険　保護者など相手方への賠償金を手厚くカバーします。

- **見舞金費用付** …… もしものときも素早い対応ができます。
- **管理財物補償** …… 園が管理する他人の財物に対する賠償事故を補償します。
- **人格権侵害の補償** …… プライバシー侵害で訴えられたことによる賠償事故を補償します。

●保険金支払指針● （P27を参照）
園の管理下で発生した、保険金支払見込額が5万円以内の園児の負傷事故や園児の加害事故については、園に賠償責任があるものと判断し、保険金のお支払い対象とさせていただきます。

園児のケガの補償

園児団体傷害保険　管理下における在籍園児のケガを補償します。

＋オプション

個人情報漏えいへの補償（マイナンバーも対象となります）

個人情報漏えい保険[*1]　情報漏えい事故やそのおそれが発生した場合に補償します。

*1　サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)

基本プランは、補償タイプにより3つのセットに分かれます。

3つのセットはそれぞれ「傷害補償コース」と「特定感染症補償コース」に分かれます。

大型セット：より大きな補償を求める園様へ
基本セット：賠償責任も、園児のケガも補償したい園様へ
地震セット：地震に対する備えもしっかりしたい園様へ

補償額・保険料（1年間）

コース名は傷害保険の補償範囲を表しています（すべてのコースで「熱中症」および「細菌性食中毒等」を補償しております）　（免責金額：なし）

補償タイプ*1				大型セット		基本セット		地震セット
傷害補償コース				傷害補償コース	特定感染症補償コース	傷害補償コース	特定感染症補償コース	特定感染症+地震等天災危険補償コース
園賠償責任	支払限度額	施設・エレベーター*2	対人	1名につき10億円　1事故につき10億円				
			対物	1事故につき　1,000万円				
		生産物*2	対人	1名につき10億円　1事故につき10億円（保険期間中　10億円）				
			対物	1事故につき1,000万円（保険期間中1,000万円）				
		見舞金費用（初期対応費用）		① 見舞金費用　1名10万円（但し園児死亡の場合、1名100万円） ② 初期対応費用（見舞金費用以外）　1事故10万円 ③ ①②共通　1事故1,000万円				
		管理財物補償		1事故 100万円				
		人格権侵害補償		1名につき 50万円　1事故につき 1,000万円（保険期間中1,000万円）				
		特定感染症対応費用補償		×	1事故／保険期間中 20万円	×	1事故／保険期間中 20万円	1事故／保険期間中 20万円
園児団体傷害	保険金額	死亡・後遺障害		215万円	250万円	205万円	250万円	230万円
		入院*3（1日あたり）		2,250円	3,000円	1,950円	2,800円	3,000円
		通院（1日あたり）		1,500円	2,000円	1,300円	1,800円	2,000円
	特定感染症補償			×	○	×	○	○
セットプラン保険料（園児1人あたり）		認可保育園		1,600円	2,200円	1,500円	2,100円	2,500円
		2号・3号認定子ども		1,600円	2,200円	1,500円	2,100円	2,500円
		1号認定子ども		1,450円	2,050円	1,400円	2,000円	2,350円
		小規模A・B		1,800円	2,400円	1,700円	2,300円	2,700円

オプション*4

個人情報漏えい保険				
損害賠償責任部分	支払限度額：1請求・保険期間中　5,000万円			
サイバーセキュリティ事故対応費用部分 (A) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかな場合（①については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合） (B) セキュリティ事故のうち（A）以外および風評被害事故の場合		縮小支払割合	支払限度額
	(1) 訴訟対応費用	100%	1請求・保険期間中　100万円
	(2) 訴訟対応費用以外の費用 ①サイバー攻撃対応費用	(A) 100%または(B) 90%	1事故・保険期間中 (A) 100万円または(B) 100万円
	(2) 訴訟対応費用以外の費用 ②原因・被害範囲調査費用	(A) 100%または(B) 90%	1事故・保険期間中 (A) 100万円または(B) 100万円
	(2) 訴訟対応費用以外の費用 ③相談費用	(A) 100%または(B) 90%	1事故・保険期間中 (A) 100万円または(B) 100万円
	(2) 訴訟対応費用以外の費用 ④データ等復旧費用	100%	1事故・保険期間中　100万円
	(2) 訴訟対応費用以外の費用 ⑤その他事故対応費用	100%	<個人情報漏えい見舞費用> 被害者1名につき1,000円 <法人見舞費用> 被害法人1法人につき5万円
	(2) 訴訟対応費用以外の費用 ⑥再発防止費用	90%	1事故・保険期間中　100万円
保険料	園児数200名まで……20,000円（200名超は……100円／園児1人追加）		

すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、1事故*5・保険期間中100万円が限度となります。また、損害賠償責任部分およびサイバーセキュリティ事故対応費用部分に対するすべての保険金を合算して、保険期間中5,000万円が限度となります。

*1 賠償責任保険では全タイプとも天災（地震・噴火・洪水・津波または高潮）は補償対象となりませんのでご注意ください。地震セットにご加入いただいた場合は天災（地震、噴火、またはこれらによる津波）によって被った傷害に対して傷害保険金のみをお支払いします。（ただし、地震・噴火または津波を原因とする特定感染症はお支払いの対象となりません。）

***2 社会福祉充実計画に基づく保育業務以外の業務に起因して、他人の身体の傷害、他人の財物の損壊等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った際の損害は、施設賠償責任保険については記名被保険者1名・1事故につき1,000万円、生産物賠償責任保険については記名被保険者1名・1事故・保険期間中につき1,000万円を限度に補償します。**

*3 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*4 個人情報に加え法人情報または、個人情報・法人情報以外の公表されていない情報も補償されます。

*5 訴訟対応費用については1請求となります。

保険料の算出方法

園児1人あたりの保険料 × 平均在籍園児数 = 合計保険料

計算例　認定こども園で、2号・3号認定子ども50名、1号認定子ども30名、地震セットに加入の場合

2,500円×50名＋2,350円×30名＝195,500円　※保険料を計算される際は、P7・8も併せてご参照ください。

意見書

施設名　　園

児童氏名

年　　月　　日　生

※保護者の方は施設名、児童氏名、生年月日をご記入ください。

以下、医師記入

（該当疾患に☑をお願いします）

☑	感染症名	登園のめやす
	麻しん（はしか）	熱が下がってから３日が経過している。
	インフルエンザ（　　型）	発症した翌日から数えて５日が経過していることと、熱が下がってから３日が経過していること。
	新型コロナウイルス感染症	発症した翌日から数えて５日が経過していることと、症状が無くなってから１日が経過していること。 ※無症状感染者の場合は検体検査をした翌日から数えて５日が経過していること。
	風しん	発しんが無くなっていること。
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになっていること。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳周り、ほほ周り、あご周りの腫れが現れてから５日が経過していることと、全身の状態が良くなっていること。
	結核	医師から感染の恐れがないと認められてから。
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱や目の充血等、主な症状が無くなってから２日が経過していること。
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が無くなっていること。
	百日咳	適正な薬による５日間の治療が終了し、医師が許可してから。
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められてから。 ※無症状の場合は、トイレでの排せつ習慣が確立している５歳以上の子どもについては登園停止の必要はない。 また５歳未満の子どもについては、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能。
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められてから。
	侵襲性髄膜炎菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められてから。

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年　　月　　日から登園可能と判断します。

医療機関名

医師名

（印またはサイン）

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

鹿屋市医師会　鹿屋市保育会

記入例

意見書

下記の感染症と診断された際には、病院備え付け、または保護者が用意した意見書にお子様が通園している施設名、お子様のお名前、生年月日を保護者が記入して下さい。

施設名　**鹿屋保育**園

児童氏名　**かのや　たろう**

2020年　**11**月　**11**日生

※保護者の方は施設名、児童氏名、生年月日をご記入ください。

以下、医師記入

（該当疾患に☑をお願いします）

☑	感染症名	登園のめやす
	麻しん（はしか）	熱が下がってから３日が経過している。
✓	インフルエンザ（　　型）	発症した翌日から数えて５日が経過していることと、熱が下がってから３日が経過していること。
	新型コロナウイルス感染症	発症した翌日から数えて５日が経過していることと、症状が無くなってから１日が経過していること。 ※無症状感染者の場合は検体検査をした翌日から数えて５日が経過していること。
	風しん	
	水痘（水	
	流行性耳下 （おたふくかぜ）	耳周り、ほほ周り、あご周りの腫れが現れてから５日が経過していることと、全身の状態が良くなっていること。
	結核	医師から感染の恐れがないと認められてから。
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱や目の充血等、主な症状が無くなってから２日が経過していること。
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が無くなっていること。
	百日咳	適正な薬による５日間の治療が終了し、医師が許可してから。
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められてから。 ※無症状の場合は、トイレでの排せつ習慣が確立している５歳以上の子どもについては登園停止の必要はない。 また５歳未満の子どもについては、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能。
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められてから。
	侵襲性髄膜炎菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められてから。

診断された先生は該当する感染症に✓をお願い致します。

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

2024年　**2**月　**21**日から登園可能と判断します。

登園が可能となる日付の記入をお願いします。
(例)診察の翌日から登園が可能と判断する場合は翌日の日付を記入。

医療機関名

医師名

（印またはサイン）

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

鹿屋市医師会　鹿屋市保育会

２０２４年度　　さくら保育園行事計画

月	行　　事
4 月	・職員研修会・防犯訓練・内科検診・保護者会役員会
5 月	・保育参観（さくら組）・職員研修会・一日遠足
6 月	・運動会・歯科検診
7 月	・プール開き・七夕・保育参観（もも組）・職員研修会
8 月	・お盆・保護者会役員会
9 月	・保育参観（うめ組）・職員研修会・消防署立会避難訓練
10 月	・親子遠足・内科検診
11 月	・生活発表会・新年度入園申込受付
12 月	・保育参観（さくらんぼ組）・職員研修会・歯科検診・クリスマス会・もちつき
1 月	・保育参観（たんぽぽ組）・職員研修会
2 月	・節分・保育参観（すみれ組）・職員研修会・保護者会役員会
3 月	・ひな祭り・お別れ遠足・卒園式・新年度保護者説明会・新年度準備

☆　上記以外の行事として、毎月　身体測定・お誕生会・避難訓練を実施しています。

☆　その他　年１回、防犯訓練・交通安全教室・消防署来園・人形劇鑑賞等を予定しております。

☆　各クラスの保育参観は、第２土曜日の午前中に開催予定です。

☆　卒園式の日は、さくら組以外の園児はお休みとなります。

☆　年度末は新年度準備の為、園児は２日間お休みとなります。

重要事項説明書・個人情報使用についての同意書

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項・個人情報使についての説明を行いました。

施設名　　社会福祉法人さくら福祉会　さくら保育園

説明者　　園　長　　郷原　英昭

　　主任保育士　　郷原　真奈美

私は、本書面に基づいてさくら保育園の利用にあたっての重要事項・個人情報使用の説明を受け、同意しました。

令和　　年　　月　　日

保護者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※ご記入・ご署名の上、早めにご提出ください。